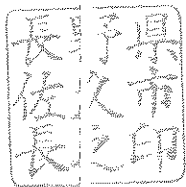


事業環境保全に関する覚書



平成22年8月

事業環境保全に関する覚書

佐久市中央工業会（以下「甲」という。構成会員別紙記載。）と長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院（以下「乙」という。）と佐久市（以下「丙」という。）は、乙の再構築に伴う（仮称）基幹医療センター（以下「センター」という。）の建設にあたり、それまでに至る経過（経過書別途添付）を踏まえ、センター建設予定地（以下「センター敷地」という。）に近接し、既に事業を行っている甲の構成会員（以下「工業会員」という。）の操業環境を将来にわたり保全するとともに、甲乙両者の共存共栄を図るため、次のとおり覚書を締結する。

（相互協力）

第1条 甲、乙及び丙は、甲及び乙の良好な事業環境を保全するため、それぞれ協力するものとする。

（施設等の変更）

第2条 乙は、センター開設後、センター敷地内で建物の新增設（センター建設に関する基本設計（以下「基本設計」という。）で予定されているものは、除く。）その他工業会員の操業に影響を及ぼす土地や工作物等の変更を行おうとする場合は、事前に甲に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、甲の求めに応じ協議の機会を設け、その協議結果を十分に尊重するものとする。

（協議等の受け入れ）

第3条 甲及び乙は、前条に定めるもののほか、双方の事業環境の保全に資するため、協議等の申し入れがあった場合は、相互に受け入れるものとする。

（緩衝措置）

第4条 乙は、工業会員との隣接箇所において、基本設計に基づき乙の工作物等と工業会員との境界に十分な緩衝区域を設けるとともに、植栽等により工業会員の操業環境が守られるよう緩衝措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の緩衝区域に建築物及び工作物を設置しないものとする。ただし、第2条の規定において協議が整ったものは、除く。

3 甲は、乙が緩衝措置を講ずるため、植栽等に協力するものとする。

（苦情の処理等）

第5条 乙は、工業会員の操業に関連して発生する振動、騒音、粉塵、臭気、塗装飛沫等（以下「振動等」という。）に関して、公害関係法令等により工業専用地域内で適用される規制基準を踏まえた上、センター敷地内において苦情やトラブル等が発生したときは、責任をもって解決するものとする。

2 甲は、乙の事業環境に配慮するとともに、工業会員の操業に影響を及ぼさない範囲内で前項の振動等の発生を抑制するよう努めるものとする。

（工業会員の変更）

第6条 工業会員に変更があった場合は、変更後の会員について、この覚書を適用す

るものとする。

2 前項により新たに工業会員となったものは、善良なる理解と行為をもってこの覚書を遵守するものとする。

(協議等の調整)

第7条 丙は、行政の責任において、センター敷地が用途変更されることにより生じる問題をはじめとし、操業環境の保全に関して甲、乙両者の間で協議等が整わない場合は、甲又は乙の求めに応じその調整を行い解決を図るものとする。

(覚書履行への協力)

第8条 丙は、この覚書が誠実に履行されるよう甲及び乙と相互に協力するものとする。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について変更の必要若しくは疑義を生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印して、各自1通を保有する。

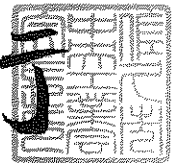
平成22年 8月 4日

甲 長野県佐久市中込3368

佐久市中央工業会

会長

佐々木正行

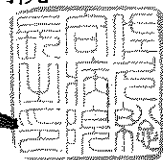


乙 長野県佐久市白田197

長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院

院長

伊澤 敏



丙 長野県佐久市中込3056

佐久市

佐久市長

柳田清二

